

各居宅サービス（通所系）事業所管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

公益財団法人日本財団が実施する PCR 検査事業の活用等について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

この度、新型コロナウイルスの感染の再拡大が続く東京都に対し、7月12日から8月22日まで、4回目の「緊急事態宣言」が発出されることになりました。

都内の介護サービス事業所・施設におかれましては、厚生労働省作成の「介護現場における感染対策の手引き（令和3年3月作成）」及び「介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）」等に基づき、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

また、都は下記のとおり「高齢者施設従事者への無料 PCR 検査事業」を実施している公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）と協定を締結しました。

各事業所におかれましては、当該事業の活用等により、事業所従業者に対する PCR 検査等の促進について御協力をお願いします。

記

1 通所系サービス事業所における PCR 検査等の実施について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、集中的実施計画における対象が通所系の介護事業所にも拡大されました。

2 協定の締結

都は、日本財団と「高齢者施設従事者への無料 PCR 検査事業」について、都内の通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護での活用の推進と情報提供に関する協定を締結しました。

※「高齢者施設従事者への無料 PCR 検査事業」の概要、申込方法等は、日本財団ホームページを御覧ください。

<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/2020corona/pcr-center>

(担当)

福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

電話：03-5320-4274